

国立大学法人滋賀医科大学動物生命科学研究センター規程

平成16年4月1日制定

平成27年5月18日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人滋賀医科大学学則第9条第2項の規定に基づき、動物生命科学研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、学内教育研究施設として、医学に関する実験動物の飼育管理、系統維持、開発及び実験研究等を行うとともに、共同研究の促進を図り、もって医学教育及び研究の向上発展に資することを目的とする。

(職員等)

第3条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
 - (2) 教授
 - (3) 准教授
 - (4) 助教又は助手
 - (5) その他の職員
- 2 センターに、国立大学法人滋賀医科大学客員教授等称号授与規程に基づく客員教授を置くことができる。
- 3 センター長は、本学の教授をもって充て、その選考及び任期については、別に定める。
- 4 センター長は、センターの業務を統括する。

(研究部門)

第4条 センターに、次の部門を置く。

幹細胞・疾患モデル研究部門

疾患モデル動物開発部門

病態解析部門

(運営委員会)

第5条 センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、滋賀医科大学動物生命科学研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

(共同利用・共同研究拠点)

第6条 センターに、カニクイザルを用いた共同利用・共同研究を推進・展開す

るため、カニクイザルを用いた先導的医学共同研究拠点（以下「共同研究拠点」という。）を置く。

2 共同研究拠点の計画・実施に関する重要事項を審議するため、共同研究拠点運営委員会を置く。

3 共同研究拠点運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年1月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月18日から施行する。